



# 言論責任保証事業と図書館

筑波大学システム情報工学研究科  
掛谷 英紀



# 目次

- 1 実験事業開始に至る背景
- 2 言論責任保証事業とは
- 3 言論責任保証事業の仕組み
- 4 言論責任保証事業と図書館
- 5 まとめ



# 1. 実験事業開始に至る背景

約10年前からの個人的な問題意識  
言論の自由と責任をどう両立するか？

どの言論にどの程度の責任を問うか？  
価値観の問題  
下手をすると思想統制に  
とはいえ、何でも許されるのか？

# マスコミ工学研究会

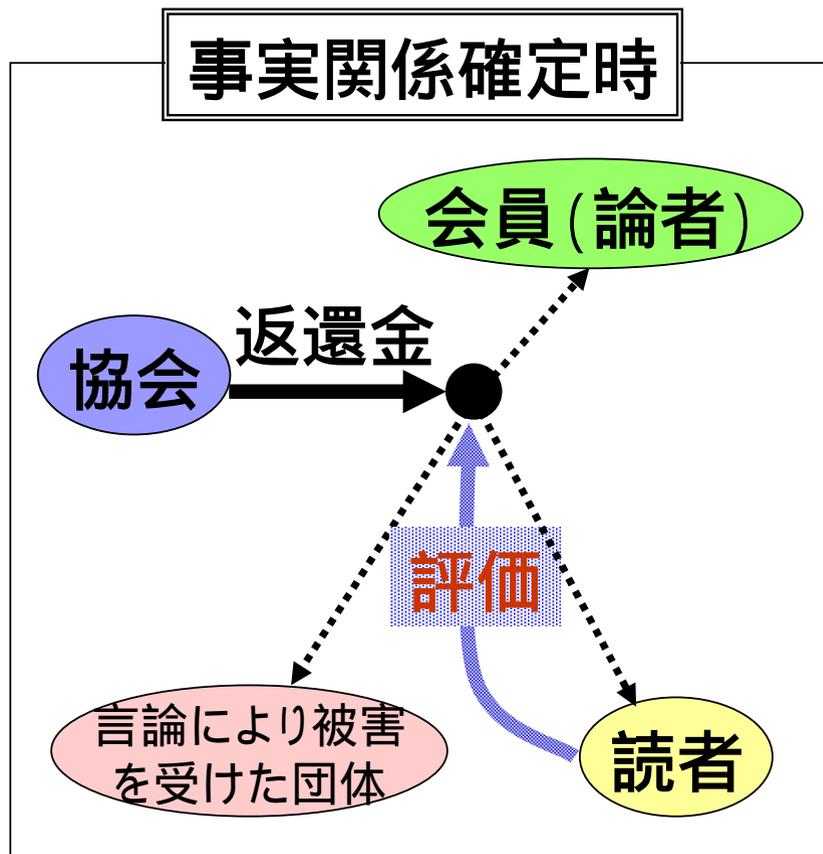
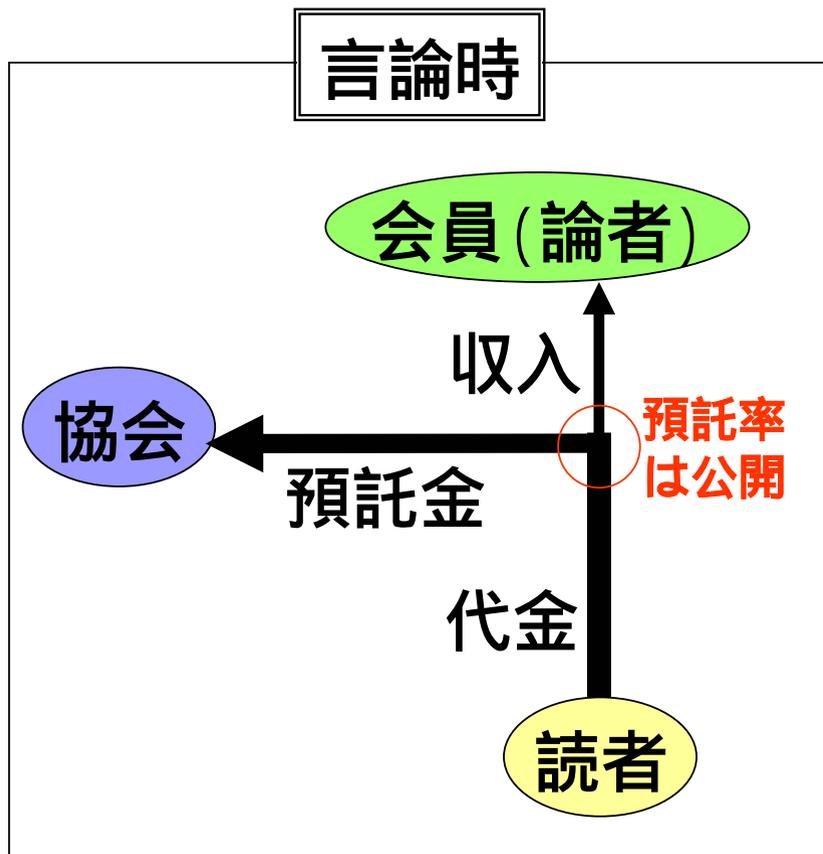
- 2002年秋より開始
- 技術コミュニケーションの問題が主テーマ
- 技術政策の問題(例:原子力、ダムなど)  
事実に関する議論と判断に関する議論  
事実 価値観によらず  
ただし、事実かどうかの判断が将来明らかになるものが多い  
言論時点では事実か嘘か区別できない  
事実確定時は責任を十分問えない

## 2. 言論責任保証事業とは

現時点では不確定な事実関係や将来予測に関する**言論による収益の預託を受け、事実関係が明らかになった時点で読者の評価を受けつけ、その評価をもとに筆者、読者、言論被害者に預託金を配分する事業**

実際に事業を行うNPO設立準備中  
(言論責任保証協会)

# 言論責任保証事業の基本モデル



# 言論事業保証事業の意義

もしこの事業が過去にあったら・・・

- (1) 言論保証制度のもと、1989年に「消費税は15年後には国民に受け入れられ、税率UPにも半数程度の国民は賛成するであろう」と発言 当時はあまり売れないかもしれないが、著者への返金率は高い。
- (2) 言論保証制度のもと、「ノストラダムスの大予言で1999年に地球は滅びる」と発言 印税のほとんどは著者の手元に返還されない。
- (3) 2002年に「住基ネットなどの個人情報保護の問題は、外部進入よりも内部からの漏洩の危険が高く、民間からの流出の方を問題視すべきである」と発言 現時点で評価すれば、かなりの返金率が期待される。



# 3 . 言論責任保証事業の仕組み

- (A) 言論責任保証事業の種別
- (B) 筆者から見た言論責任保証の手順
- (C) 読者から見た言論責任保証の手順
- (D) 言論責任の評価基準

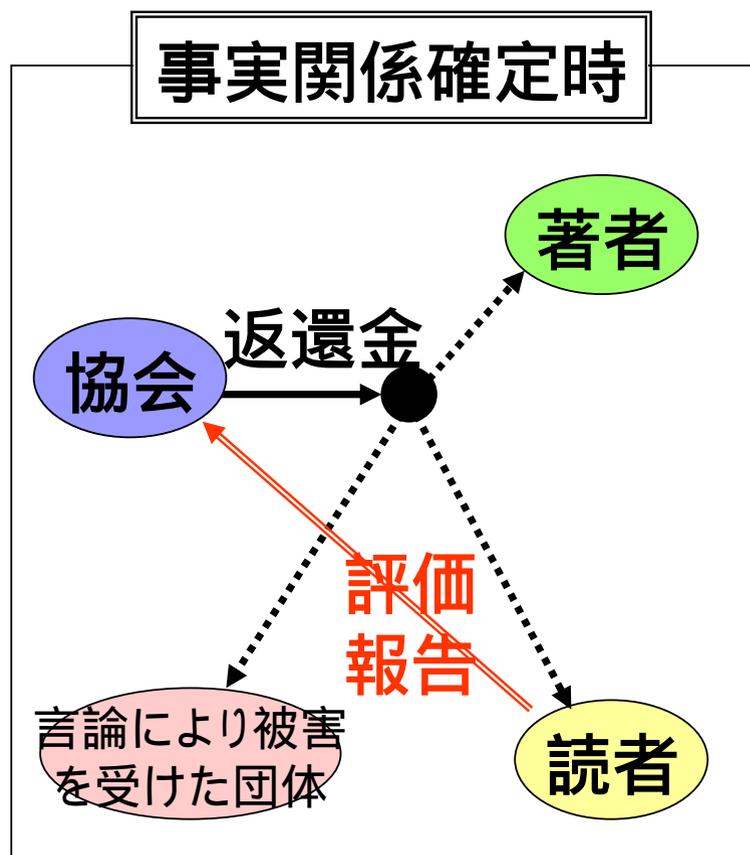
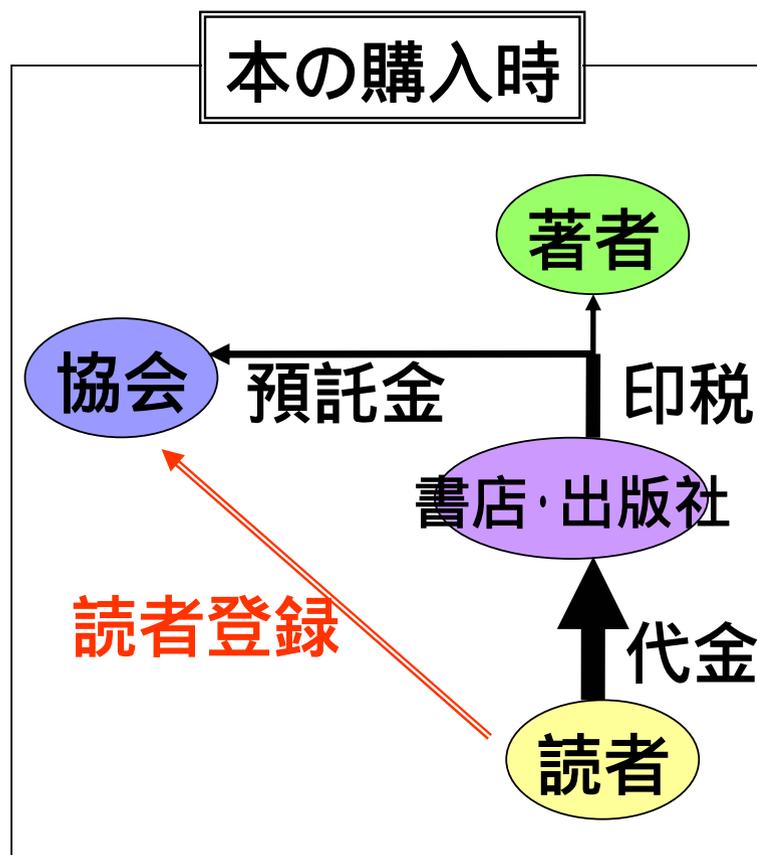


## (A) 言論責任保証事業の種別

- (1) 出版物に対する言責保証事業
- (2) インターネット上言論に対する言責保証事業
- (3) テレビ出演、講演、新聞・雑誌への寄稿に対する言責保証事業
- (4) 公的研究費の予算申請に対する言責保証事業

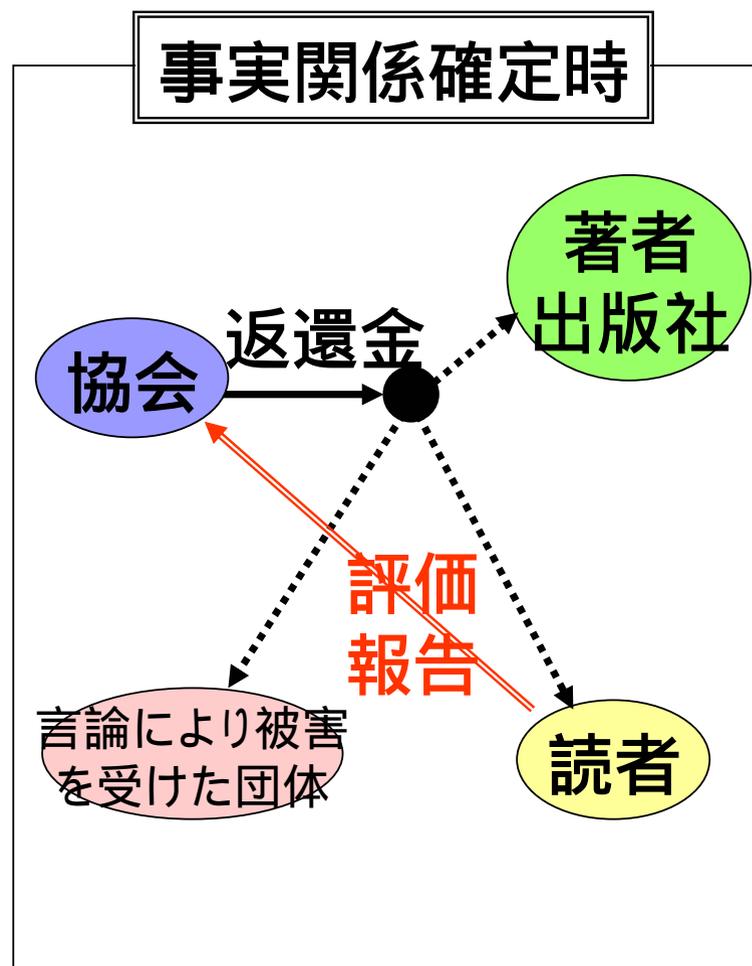
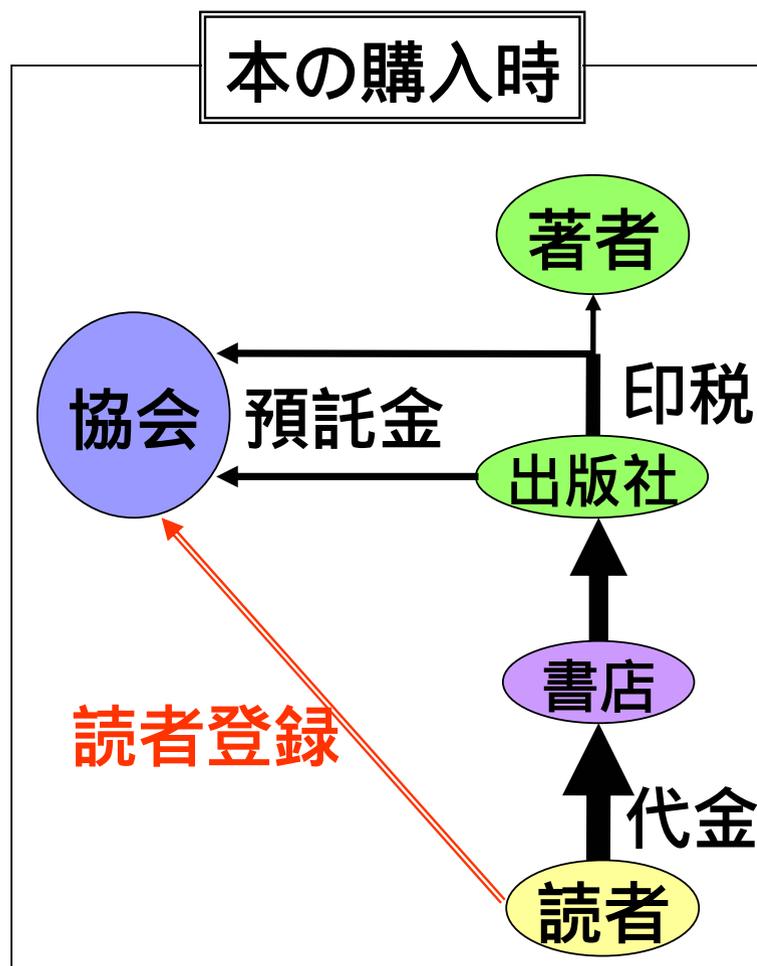
公共事業や政府の政策も言論保証の枠組みに乗るが、NPOで実施するのは困難？

# (1) 出版物に対する言責保証事業

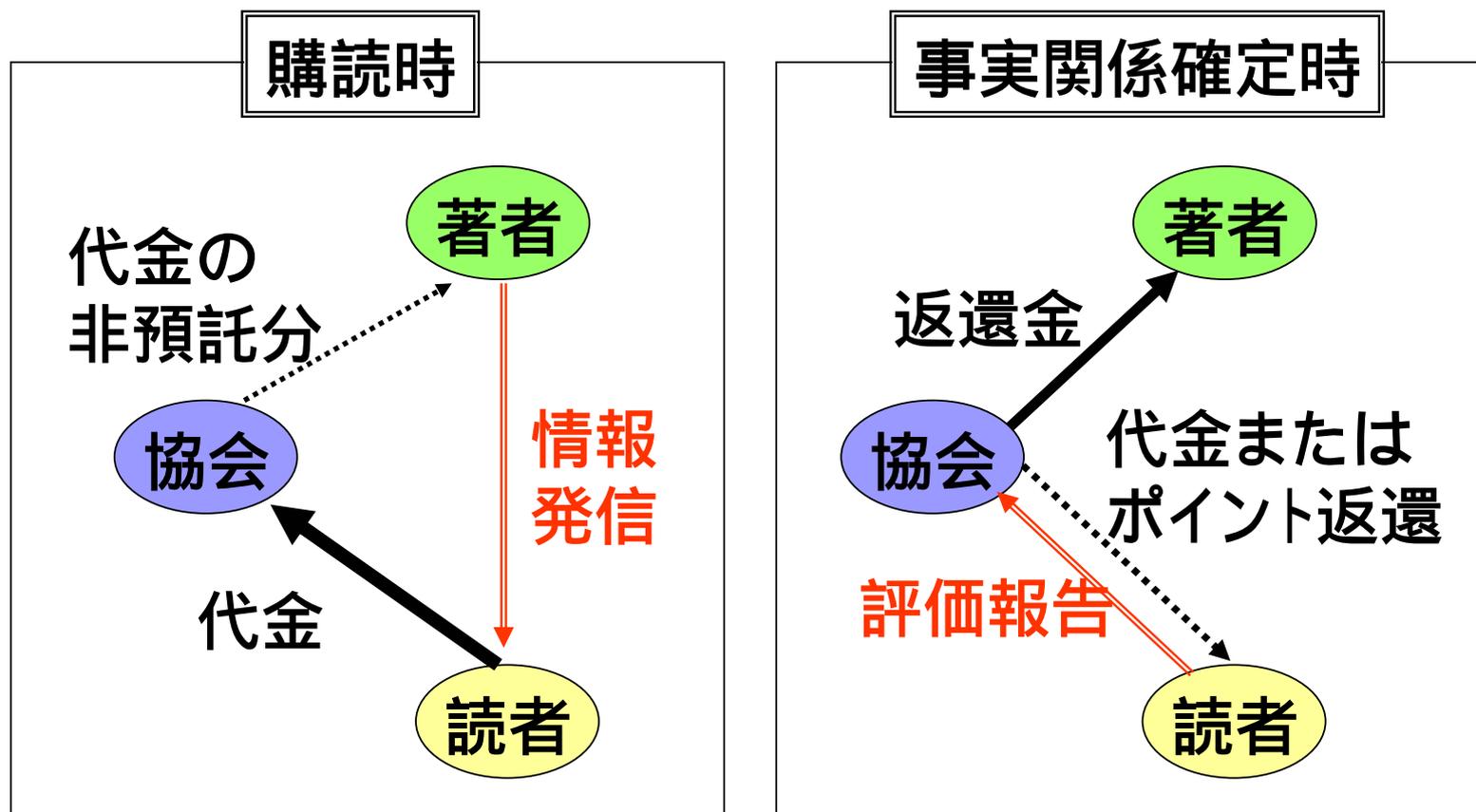


赤 : 情報の流れ, 黒 : 金銭の流れ

# (1) 出版物に対する言責保証事業その2

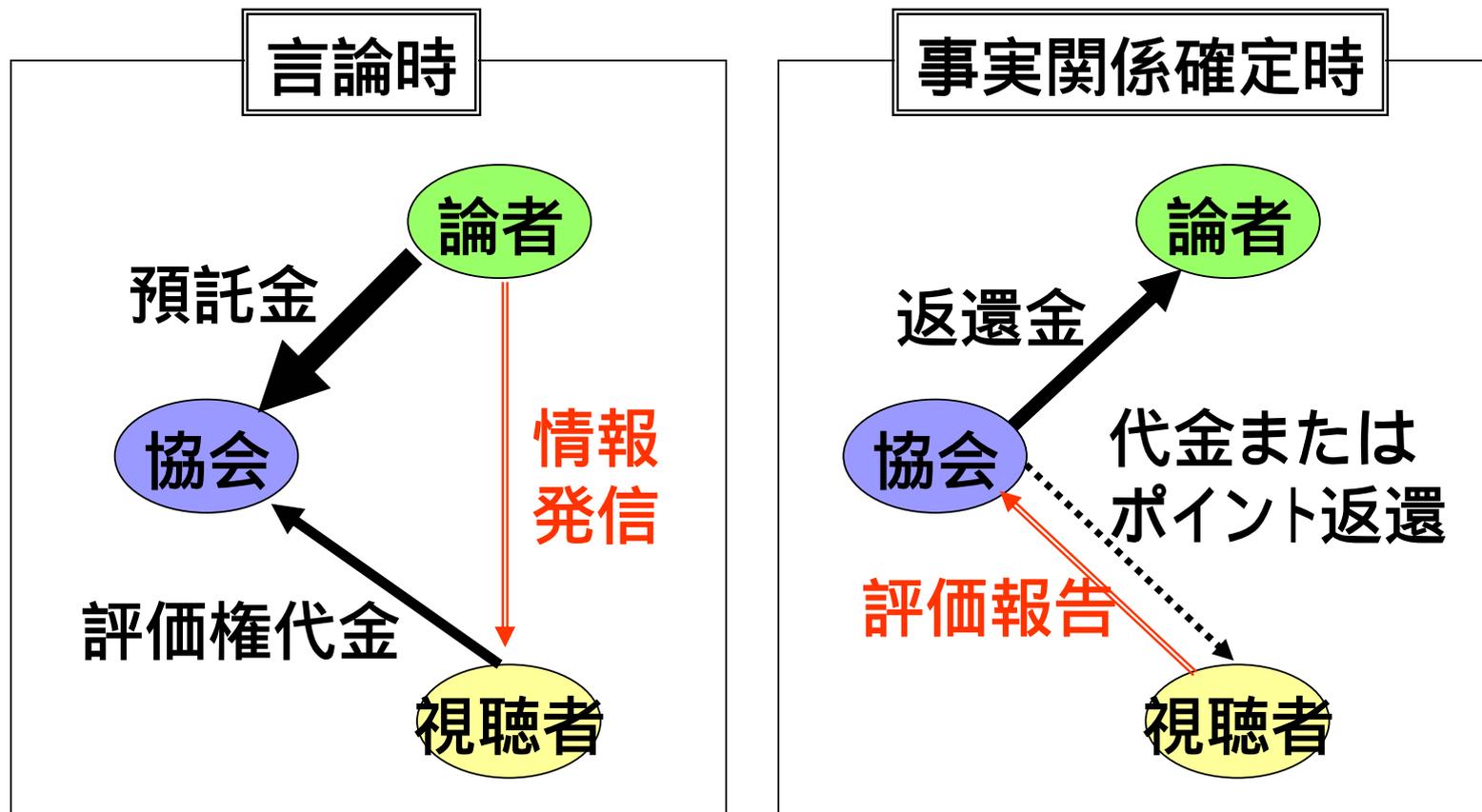


## (2) ネット言論に対する言責保証事業



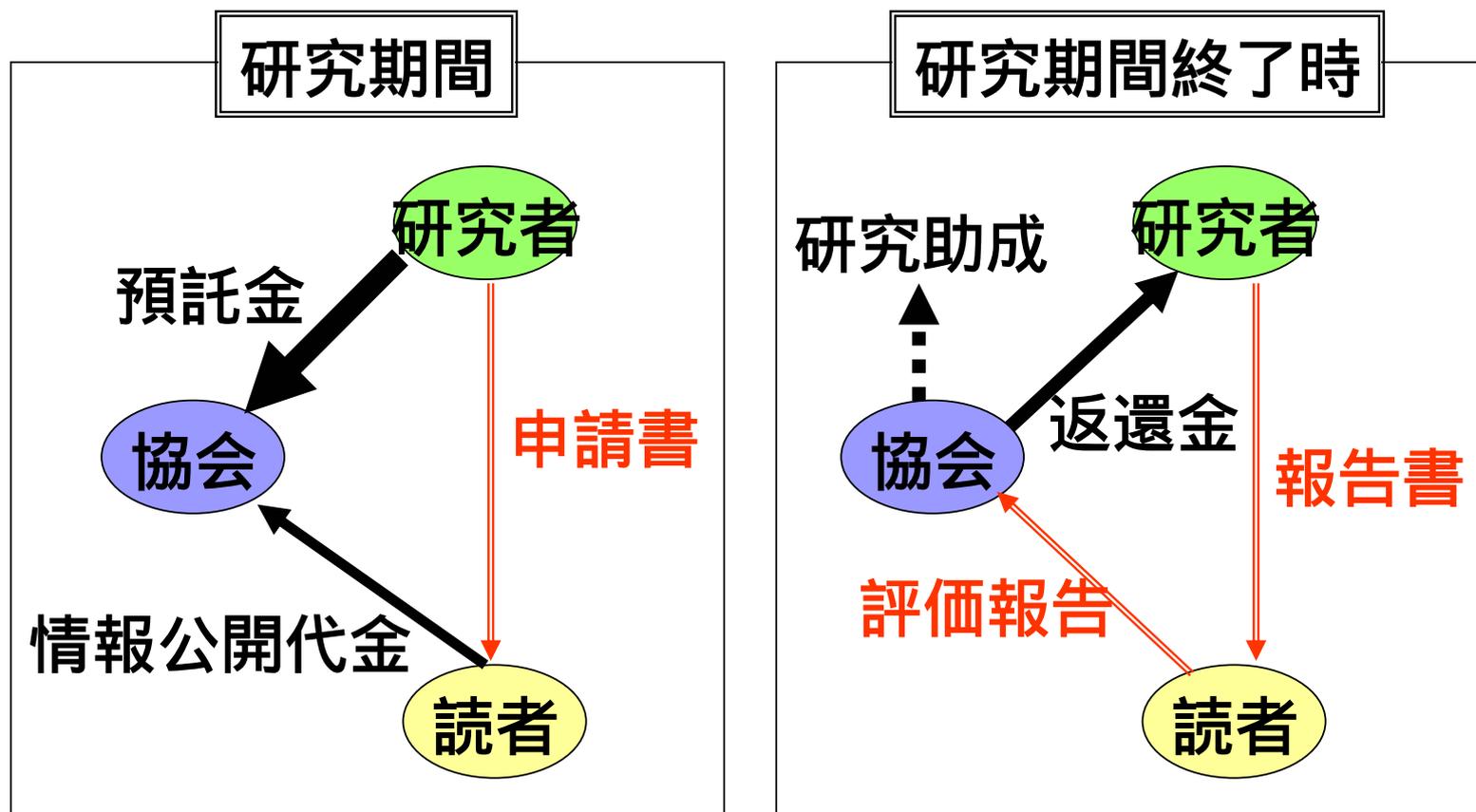
赤 : 情報の流れ, 黒 : 金銭の流れ

### (3) TV、雑誌言論に対する言責保証事業



赤 : 情報の流れ, 黒 : 金銭の流れ

## (4) 研究費申請に対する言論保証事業



赤 : 情報の流れ, 黒 : 金銭の流れ

## (B) 筆者から見た言責保証の手順

### (1) 出版の場合

著者(出版社)

制度利用申請

- ・原稿提出
- ・評価時期の指定
- ・預託率の申告

出版

- ・協会マークと預託率表示
- ・番号シール添付

協会

審査

認可

- ・シリアルNo発行

## (2) ネット言論の場合

著者

制度利用申請

- ・趣旨説明書
- ・評価時期の指定
- ・預託率の申告

発行

- ・協会マークと預託率表示
- ・認定番号の表示

協会

審査

認可

- ・認定番号の発行



# 審査の基準

\* 本制度になじむ内容か？

事実関係の予測に関するものか？

\* 適切な評価時期が設定されているか？

評価時期の申告方法は2種類

・確定申告型(例:2010年に審査)

・曖昧申告型(例:2010～20年に審査)

後者の場合、曖昧に指定された時期のうちいつ審査をするかを決める方法について、言論の中で必ず説明する

(読者の投票、協会に委ねるなど)

## (3) TV出演等の場合

著者  
バッジ配布申請

制度利用の度に報告

・ネット上の情報公開

(出演情報、預託率、評価時期)

協会

登録

・バッジの配布

・認定番号の発行

監督



## (4) 研究費申請の場合

著者

協会

制度利用申請

(申請先、預託率)

登録

・認定番号の発行

申請書の情報公開

報告書の公開(研究期間終了後)



# 預託金の運用

- 預託金は協会が評価時期に応じた定期預金で運用(利子も返還する)

## (C) 読者から見た言責保証の手順

- 協会に読者会員登録・ポイント口座開設
- 振込みによりポイント購入
- ポイントで協会の全てのサービスが購入可能  
(ネットマガジン購読・評価権購入・研究費申請書類の購入)
- 購入サービスに付随する評価権の行使
- 評価による返金分はポイント還元される
- ポイントは手数料を差し引いて現金化できる



## (D) 言論責任の評価基準

\* 悪意の評価を防ぐ方法(例)

悪い評価をつけた下位10%の氏名を公表  
(本人による低評価の理由書は開示)

\* 確率的予測に対する評価法(例 次頁参照)

# 言論の評価

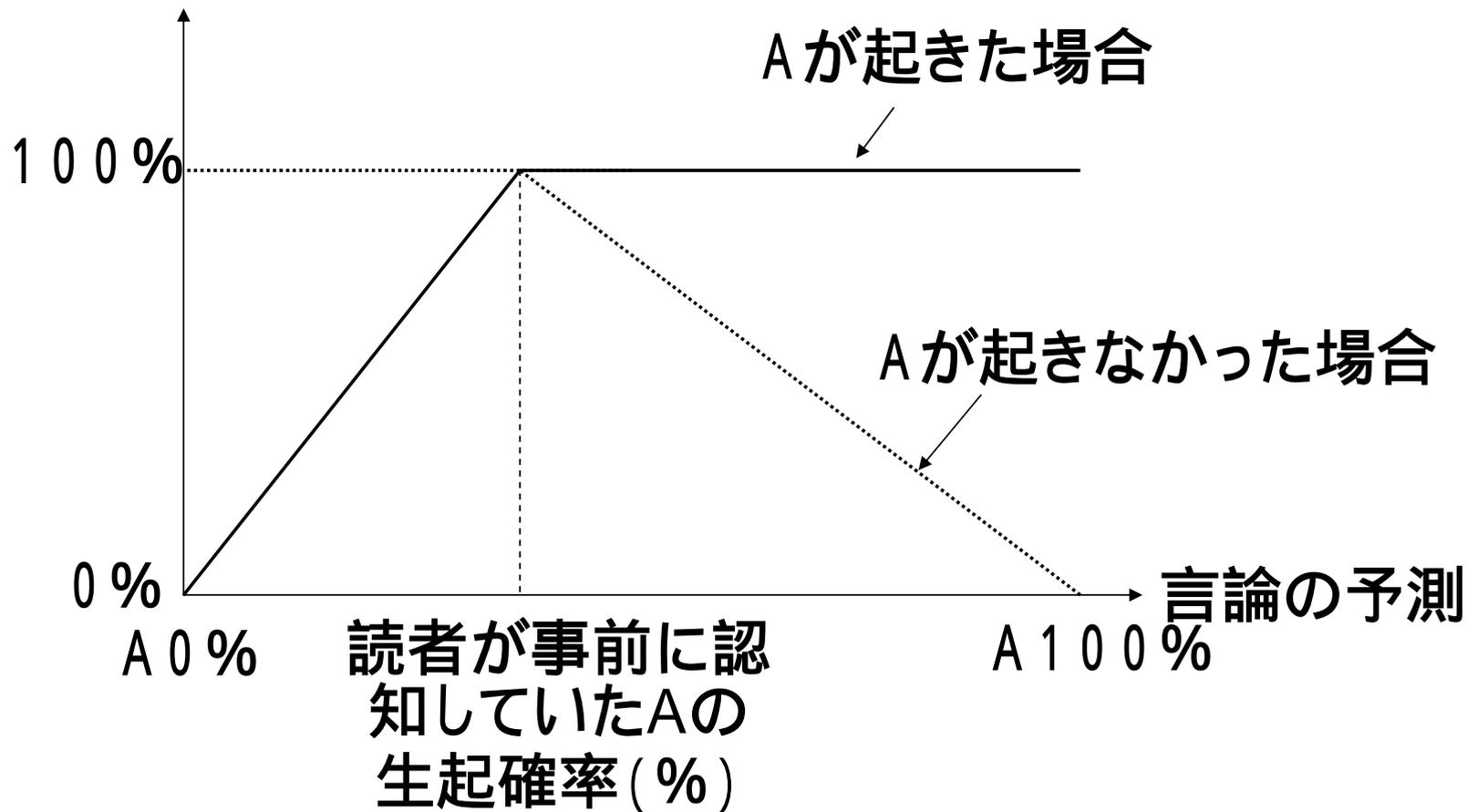


図2 予測に対する評価基準



# 評価の手順

評価時期になると、評価権者全員にメールで通知

期限までの評価に基づき返金額を決定

期限に投じられなかった評価の扱い、返金のルール(読者返金を一律にするか個人別にするか、言論被害者救済事業への配分をするか等)は筆者が独自に設定できる。ただし、そのルールは必ず公表を義務づける。本制度の趣旨に反する設定に対しては協会が改善命令を出す場合あり。



## 4 . 言論責任保証事業と図書館

TV出演に関する言論責任保証の場合  
著作権の関係で出演ビデオ公開が不可能

図書館での閲覧・配布なら可能？

将来は、各家庭で全ての番組を録画できる  
時代に？

## 5. まとめ

- 言論の自由と責任を両立する方法として、われわれが提案・実施する言論責任保証事業の紹介を行った。
- 価値観に左右されにくい言論責任の評価方法の検討を行った。  
(vs. 浅野健一のメディア責任制度)
- 本事業の目的は、言論の元締めになることではなく、言論責任をとる文化を発信すること。この事業を真似する人・団体の出現は大歓迎。